

エコパーク 21 長期包括運營業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、エコパーク 21(以下「本件施設」という。)に関し、本件施設へ搬入される一般廃棄物等を適正な価格で本件施設が有する高度な技術性能を発揮して処理することを目的とする。

なお、本件施設の技術性能の発揮とは、施設機器を稼働させ、その状況を監視し制御するとともに、本件施設の必要とする性能及び機能を正常、安定的に維持する目的で行う消耗部品又は予備品の取替え、注油、汚れ等の除去、設備の点検並びに補修(点検等により発見された不良箇所の修繕や部品交換等)により、施設の性能を常時適正な状態に保つことをいう。ただし、本業務終了後、本件施設の大規模改修や施設の見直しの可能性を踏まえ、特に業務期間の終盤においては適正な廃棄物処理を維持しつつ、整備計画に応じた修繕を適正に行う運営とすること。

(2) 業務名

エコパーク 21 長期包括運營業務委託

(3) 業務内容

- ・一般廃棄物の受入
- ・プラントの運転管理(受け入れた廃棄物の適正処理)
- ・薬品、消耗品、機器部品等の調達、保管及び在庫管理
- ・プラント設備の点検補修
- ・汚泥処理により生成される肥料の配布及び管理
- ・施設見学の対応
- ・エコパーク 21 敷地内の運営管理(ただし、公園及び体育施設の運営に関することは除く)

(4) 業務期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで

なお、準備期間を令和 9 年 1 月 5 日から同年 3 月 31 日とする。

2 業務に要する費用(予定価格)

2,792,181,700 円(税込、10 年間の債務負担行為)

3 参加資格

参加者は、公告日において、次に掲げる要件をすべて備えていること。但し、参加資格確認から契約締結までの期間に、参加者又は参加者を構成する者が下記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。また、参加者が複数の法人から構成される場合には、すべての構成員が、次のアからコ及びセの要件を備え、いずれかの構成員がサからセの要件を備えること。(個人での参加は不可とする)

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著し

く不健全であると認められる者でないこと。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

オ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者でないこと。

カ 本業務に係る委員会の委員と資本・人事面、業務において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該関与者の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有する者をいい、「人事面において関連がある者」とは、代表権を有する役員が、当該関与者の代表権を有する役員を兼ねている場合の法人をいい、「業務において関連がある者」とは、当該関与者と令和 8 年度において業務契約を締結している者をいう。

キ 公告日から受注候補者決定の日まで、本市の入札参加停止措置を受けていないこと。

ク 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

ケ 次の（a）から（e）までのいずれの場合にも該当しないこと。

（a）役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（b）暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（c）役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

（d）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（e）上記（c）及び（d）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

コ 生駒市政治倫理条例（平成 20 年 6 月条例第 25 号）第 16 条に規定する法人等でないこと。

サ 過去 10 年以内において一般廃棄物又は下水汚泥を活用しメタンガスの生成及び利用する施設の運転管理について継続して 1 年以上の元請けとしての業務実績を 1 件以上有していること。なお、実績については公告日時点において履行中の案件も含むものとする。但し、この場合は業務開始から 3 年以上経過したものを実績とする。

シ 過去 10 年以内において一般廃棄物又は下水汚泥を活用しメタンガスの生成及び利用する施設のプラント設備の修繕、更新等の業務について元請けとしての業務実績を 1 件以上有していること。なお、実績については公告日時点において履行中の案件も含むものとする。

ス 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 20 条各号に基づく技術管理者の資格を有する者を本業務期間中、本施設に常駐で配置できること。

なお、同条例第 20 条 11 号に規定する「技術管理者」とは、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「廃棄物処理施設技術管理者講習」(し尿・汚泥再生処理施設)の修了者とする。

セ 複数の法人等がグループを構成して提案を行う場合は下記による。

(a) 参加者が複数法人から構成される場合は、代表法人を定めること。また、参加資格審査書類(参加表明書及び参加資格確認申請書等)の提出時に、参加者の構成員について明らかにすること。

(b) 参加者の構成員の変更は、原則認めない。

(c) 参加者の構成員は、他の参加者の構成員になることはできない。

(d) 候補者決定後、業務契約の締結までに本業務を実施するための特別目的会社を設立する場合、特別目的会社への出資の比率等は、以下の条件に従うものとする。

i) 代表法人を含む参加者の構成員で特別目的会社の過半数の株式を保有しなければならない。また、構成員全員の出資を要する。

ii) 代表法人は必ず特別目的会社への出資を行うものとし、その出資比率は参加者の構成員中、最高でなければならない。

iii) 参加者の構成員以外の者が特別目的会社に出資することはできない。

iv) 特別目的会社の資本及び役員構成については、原則として制限は設けない。

4 施設見学

(1) 受付期間

令和 8 年 8 月 18 日(火)9 時から令和 8 年 9 月 11 日(金)16 時 30 分まで

(2) 提出方法

別添の現地見学申込書及び守秘義務に関する誓約書を、希望日時の 7 日前までに電子メールにて提出し申し込むこと。

送付先メールアドレス: ecopark@city.ikoma.lg.jp

メール件名: 「エコパーク 21 現地見学」とすること。

(3) 現地見学は、午前の部(9 時から 12 時まで)・午後の部(13 時から 16 時まで)とし、1 団体当たり合計 2 日間(12 時間)以内とする。なお、見学時間については希望日時により調整し、見学日時を本市からメール又は電話にて回答する。

(4) 持参品

参加者は、施設見学時に必要となる安全保護具(作業服・ヘルメット等)を自ら用意すること。必要な保護具がない場合は入場を認めない。

(5) 来場時には、管理棟の発注者に来場趣旨を伝え、発注者の指示に従い参考資料の閲覧及び現地見学を行うこと。なお、現地見学におけるカメラ・ビデオ等の記録媒体による撮影、並びに参考資料のコピー及び撮影については、発注者の許可を得た範囲において認めるものとする。ただし、提供または閲覧に供する参考資料の原本の貸出は行わない。

(6) 来場時に発生した損害は、参加者の責任とする。ただし、明らかに発注者の運営上の過失に伴う参加者の損害は別途協議する。また、発注者の了承を得ること無く本件施設の設備機器に触れてはならない。

(7) 閲覧できる参考資料

参加者が閲覧できる参考資料は以下のとおりとする。

ア) 施設配置図

- イ) 機器配置図
- ウ) 竣工関連図書
竣工図書・取扱説明書・特定部品リスト
- エ) 補修履歴
- オ) その他
維持管理に関する契約書及び仕様書・地元との覚書(写し)
- カ) パンフレット
- キ) 施設概要(施設の内容、業務経費、廃棄物処理実績、各種計量証明事業所による測定結果等を記載)
- ク) 定例会等の資料

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年9月14日(月)9時から令和8年9月24日(木)13時まで
- (2) 提出方法：別添の質問書により、電子メールにて提出すること。
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
メールアドレス：ecopark@city.ikoma.lg.jp
メール件名：「エコパーク21 質問書」とすること。
- (3) 回答日：令和8年10月2日(金)13時頃(予定)
- (4) 回答方法：生駒市公式ホームページ上で回答する。

6 参加書類

参加書類については、次のとおりとし、書類は正本1部及び副本10部を提出すること。なお、グループ参加の場合は、様式5の書類は構成員となる全ての法人等のものを提出すること。

- (1) 参加表明書(様式1)
- (2) 参考見積書(様式2)
- (3) 運転・維持管理実績(様式3)及び当該実績を証する書類(契約書の写し等)
- (4) 構成員表(様式4-1、4-2)
- (5) 参加資格確認申請書(様式5)及び添付書類
 - 1) 会社概要・業務経歴書
 - 2) 登記簿謄本
 - 3) 代表法人及び全構成法人の納税証明書(直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書並びに奈良県の県税及び本市の法人市民税納税義務者にあたっては当該納税証明書の写し)
 - 4) 印鑑証明書及び印鑑届(様式自由：構成員全員について、実印を押印の上、本業務の参加手続等に使用する印鑑及びその使用者を届けること)
- (6) グループ協定書(様式6)
- (7) 配置技術者届(様式7)及び技術管理者の資格を有することを証する書類の写し
なお、技術上の実務に従事した経験を有することを証する書類については、参加企業の任意様式でよい。
- (8) 誓約書(暴力団排除関係)(様式8)
- (9) 業務提案書(様式9-1～9-20)

(10) 業務計画書(様式 10-1~10-5)

なお、「業務提案書」については、企画提案の内容に沿って提案すること。

7 参加に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

参加者は、参加書類の提出をもって、記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

参加に関し必要な費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 著作権

参加者から実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、参加者に帰属する。但し、発注者は、本業務の範囲において公表する場合、その他発注者が必要と認める場合には、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(4) 参加書類の取扱い

提出された参加書類については、変更することができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

(5) 発注者が提示する参考資料の取扱い

発注者が提示する参考資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、発注者の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

(6) 参加するにあたって禁止する事項

参加者は、次のいずれかに該当する行為を行ってはならない。これらに該当した場合は失格とする。

ア 著しく信義に反する行為をした場合

イ 審査委員、発注者関係職員等に対する不当な働きかけ又は接触を行ったと認められる場合

ウ アからイに掲げるものの他、発注者が特に指定した事項に違反した場合

(7) 参加の延期等

発注者が必要と認めたときは、参加を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。この場合に参加者に発生した費用は、参加者の負担とする。

(8) 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合であっても、実施要領等に従い提案の審査を行う。

(9) その他

参加資格審査以降において、参加者に実施要領等に定めるもののほか、参加にあたっての必要な連絡事項が生じた場合には、参加者に通知する。

8 業務提案書の作成

(1) 業務提案書には、正本を除き、事業者名及び事業者が特定されるロゴは記入しないこと。

(2) 業務提案書のサイズは A4 用紙で作成(ただし、様式15-5に限り A3 用紙の折込可とする。A3 用紙を使用する場合は、片面印刷とすること。)し、様式毎の制限枚数を遵守すること。制限枚数を越えた場合は、失格とする。また、文字フォントは11ポイントを基本とし、両面印刷とすること。

(3) 言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。図又はイラストについては、必要に応じて使用可とする。

(4) カラーでの作成は、可とする。

- (5) 参加書類については、まとめてダブルクリップ等で留めて提出すること。
- (6) 正本と副本の内容は、字体・色等を含めすべて同一とすること。ただし、正本と副本が識別できるよう提出すること。
- (7) 複数の参加又は複数の業務提案書を提出することはできない。

9 参加書類の受付

- (1) 提出期間
令和8年10月5日（月）9時00分から10月9日（金）16時30分まで（必着）
本市の執務時間内に提出すること。
- (2) 提出場所
生駒市役所 地域活力創生部 環境保全課（2階22番窓口）
- (3) 提出方法
持参のみとする。

10 審査基準及び配点

管理運営実績・参考見積書（20／200点）

(評価項目)業務実績・参考見積書					
内容		評価細目		配点 (点)	
①	汚泥再生処理施設等の管理運営実績	・ 一般廃棄物又は下水汚泥を活用したメタンガスの生成及び利用する施設の運転・維持管理業務実績(最大 5 件)を評価する。 (2 点/件) ・ 国又は地方公共団体が発注した施設等の管理運営実績を評価する。 公告日から過去 10 年間に於いて、元請として国、地方公共団体の発注する 93,072,723 円(予定価格を 10 年で割り戻した額の 3 分の 1)以上の金額の受注実績(契約 1 件あたりの金額とし、公告日時点において履行中の案件も含む)を評価する。		10	
②	参考見積金額に関する評価	予定価格(2,792,181,700 円(消費税及び地方消費税 10%を含む))の金額に対する見積額の比率に応じて加点する。		10	
		100%	2,792,181,700 円		0
		97.5%以上 100%未満	2,722,377,158 円以上 2,792,181,700 円未満		1
		95.0%以上 97.5%未満	2,652,572,615 円以上 2,722,377,158 円未満		2
		92.5%以上 95.0%未満	2,572,768,073 円以上 2,652,572,615 円未満		3
		90.0%以上 92.5%未満	2,512,963,530 円以上 2,572,768,073 円未満		4
		87.5%以上 90.0%未満	2,443,158,988 円以上 2,512,963,530 円未満		5
		85.0%以上 87.5%未満	2,373,354,445 円以上 2,443,158,988 円未満		6
		82.5%以上 85.0%未満	2,303,549,903 円以上 2,373,354,445 円未満		7
		80.0%以上 82.5%未満	2,233,745,360 円以上 2,303,549,903 円未満		8
		80.0%未満	2,233,745,360 円未満		10
合 計				20	

※なお、参考見積金額が予定価格を超過した場合は失格とする。

業務提案書の内容（180／200 点）

(評価項目) 1 運転管理等業務に関する事項 (1) 運営・維持管理体制			30 点
内容		評価細目	配点 (点)
①	全体計画	・本施設の特性を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営に関する基本的な方針が示されているか	5
②	各種マニュアル、労働安全衛生・作業環境管理体制、防火管理体制、連絡体制、施設保安・防犯体制、見学者対応、市民対応	・安定した施設の管理運営業務遂行のために必要な運営体制・人員の配置が合理的で明確に示されているか ・施設の管理運営及び提案内容に応じた経験者又は有資格者等を適切に配置されているか ・管理運営業務の質の向上を図るため、職員の資質・能力向上を図るような考え方が示されているか ・日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分考え示されているか ・防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考え示されているか ・施設見学の対応について案内の体制や工程等を示されているか ・施設の訪問者の個人情報を保護するための対策が十分考えられているか	10
③	組織構成	・参加者の法人の体制として、本施設の管理を適正に実施できる体制であるか。 ・交代勤務のローテーションなど、体制に無理はないか。 ・本施設での業務の遂行にあたる人員に対して定期的な安全や健康面などをフォローする体制にあるか	5
④	収支計画	・本施設の運転管理に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか	10
(評価項目) 1 運転管理等業務に関する事項 (2) 運転管理業務			40 点
内容		評価細目	配点 (点)
①	効率的かつ安全・安定した運転計画	・安定的な運転にあたっての管理の提案がされているか ・施設運転の効率化を図る提案がされているか ・常駐する従業員に業務の必要事項を反映する具体的な仕組みが示されているか ・現行サービスを維持向上する計画が提案されているか	10
②	運転管理記録	・効率的な施設管理に向けて、単なる運転管理記録ではなく、各種測定結果を勘案し、運転に反映させる仕組みが構築できる実現可能な計画提案があるか	10

③	各設備の運転管理方法	以下の各施設に関し、効率的かつ効果的な設備運転が提案されているか ・前処理設備及び生物処理設備の運転管理方法 ・その他水処理に関する運転管理 ・メタン発酵関係設備の運転管理 ・汚泥堆肥化設備の運転管理 ・メタンガス利用設備の運転管理 ・脱臭設備の運転管理	10
④	搬出入管理計画	・搬入物、搬出物の受入、送出しの態勢は適切であるか ・受入廃棄物の質をどのように管理するか ・搬出するし渣の搬出及び積込計画は適正か ・堆肥の提供方法は適正か	10
(評価項目) 1 運転管理等業務に関する事項 (3) 維持管理業務			30 点
内容		評価細目	配点 (点)
①	プラント点検計画	・施設をできるだけ止めずに、効率的に点検を行う計画となっているか ・法定的な点検を適正な頻度で実施する計画となっているか ・施設の特性を理解し、安全性・安定性を確保する目的で具体的かつ実効性のある提案が示されているか	10
②	施設維持補修計画	・10 年間の補修計画に関し、アセットマネジメントの観点から平準化した内容であり、無理のない計画であることが確認できるか ・過去の修繕履歴を踏まえ、必要な補修を計画しているか ・施設の効率的な運転を踏まえた維持補修を計画しているか ・契約終了後を踏まえ、経済面に配慮した計画の提案となっているか ・自由な創意工夫、最新の知見による施設の新たな活用方法の提案があるか	20
(評価項目) 2 業務計画に関する事項 (1) 業務運営の継続性			60 点
内容		評価細目	配点 (点)
①	継続的な業務運営の考え方	・本業務の運営にあたって、持続的に業務を運営するために適切な提案であるか ・共同企業体、特別目的会社の設立等を提案する場合は、その理由について明確に説明されているか	20
②	リスク管理の考え方	・本市が示す各基準・水準を踏まえ、業務期間中に生じ得るリスク管理に係る方針・対策について、適切に説明されているか	10

③	維持管理上予測されるトラブルとその対応	・運転中予測されるトラブルに対し、回避及び対策について、具体的に示されているか	5
④	契約期間中の経済情勢に対する対応	・長期間の経済情勢の変化を勘案した、柔軟に対応できる提案となっているか	5
⑤	搬入物の変動に対する対応	・搬入物の性状が一定しない中で、安定的な処理を行うための対策が提案されているか	5
⑥	自然災害等に対する対応	・自然災害発生時のプラント運転計画について、事業継続計画を策定する手法が明確であり、実行性がある提案となっているか	10
⑦	担い手確保	・専門性の高い本施設の運転を安定的に継続するための長期的な担い手確保に関し、具体的な対策が提案されているか	5
(評価項目)2 業務計画に関する事項 (2) 環境・地元への配慮			20 点
内容		評価細目	配点 (点)
①	周辺環境への配慮及び対策	・本施設の運営に際し、臭気等の防止対策が具体的に提案されているか ・周辺景観に配慮した、建屋・屋外設備・樹木等の管理の提案がなされているか ・本施設の設置の経緯を踏まえ、地元自治会や周辺自治会への配慮について提案がなされているか	10
②	運営状況に関する資料等の提供	・本市への定期的な運営状況の報告について提案がなされているか	5
③	地元での雇用、地域経済への配慮	・本業務の履行において必要となる人員の雇用や施設の維持における業務の発注において地元での採用を提案しているか ・生駒市域への貢献について提案がなされているか	5
合 計			180

※採点区分(目安)

評価	配点 5 点の場合	配点 10 点の場合	配点 20 点の場合
極めて優秀	5 点	10 点	20 点
優秀	4 点	8 点	16 点
良好	3 点	6 点	12 点

やや良好	2 点	4 点	8 点
普通	1 点	2 点	4 点

※審査項目に該当する提案がない場合は 0 点とする。

※上記採点区分は目安であり、よりきめ細かな評価点となることを妨げない。

その他

※1 「財政状況の審査」については、別途、中小企業診断士等の審査によるものとし、審査結果が悪い場合は、第1次審査の対象とせず失格とする。

※2 (1) 管理運営実績・参考見積書「管理運営実績」及び「参考見積書」については、参加者の書類に基づき、事務局で採点する。

※3 (2) 企画提案の内容については「業務提案書」に基づき各委員が行う。第1次審査の評価結果は、第2次審査の評価には反映しない。

※4 最低評価点の取扱いについては、審査評価基準で各評価項目の合計点が「配点の6割以上」、すなわち 120 点を最低評価点と定めて審査する。

※5 (2) 企画提案の内容については、1 項目以上において委員が評価する評価項目の平均値が「配点の2割以下」となる場合は、選定しないこととする。

※6 第2次審査の結果、最高評価点が2者以上で同点となった場合は、「審査基準及び配点」中の「業務計画に関する事項(1)事業運営の継続性」が高評価である者を候補者とする。

1.1 審査方法

審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務提案書を「審査基準及び配点」に基づき審査し、一定の基準点に達した参加者から上位5者を選考する。ただし、プロポーザルの参加者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を実施できるものとする。

実施日：令和8年11月13日（金）（予定）

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、業務提案についてのプレゼンテーション等を実施して再評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和8年11月20日（金）（予定）

(3) 審査結果の通知

1) 第1次審査

審査結果を電子メールにより文書で通知する。なお、選考された者のみ、プレゼンテーション等を実施する旨を通知する。

2) 第2次審査

審査結果を電子メールにより文書で通知する。

1.2 日程

スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

期間	内容
令和 8 年 8 月 17 日（月）	公告
令和 8 年 8 月 18 日（火）～9 月 11 日（金）	施設見学受付期間
令和 8 年 8 月 24 日（月）～9 月 18 日（金）	施設見学期間
令和 8 年 9 月 14 日（月）9 時 00 分～9 月 24 日（木） 13 時 00 分まで	質問受付期間
令和 8 年 10 月 2 日（金）	質問回答（13 時頃）
令和 8 年 10 月 5 日（月）9 時 00 分～10 月 9 日（金） 16 時 30 分まで	業務提案書受付
令和 8 年 11 月 13 日（金）	書類審査（第 1 次審査）
令和 8 年 11 月 20 日（金）	プレゼンテーション等審査（第 2 次審査）
令和 8 年 12 月 1 日（火）	選定結果通知（予定）
令和 8 年 12 月中旬	契約締結（予定）
令和 9 年 4 月 1 日（木）	業務開始

1 3 失格事項

本プロポーザルの参加者又は提出された業務提案書が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （1）提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- （2）業務提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- （3）業務提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行った場合
- （4）プレゼンテーション等に出席しなかった場合
- （5）虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合
- （6）参考見積書の金額が、「業務に要する費用（予定価格）」を超過した場合

1 4 契約

受注候補者を特定後、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。その際、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

なお、業務契約の締結は、令和 8 年12月下旬を予定している。

1 5 業務条件

参加者が本業務の受注者になった場合の条件を以下に示す。

- （1）業務計画の提案に関する条件

- 1）本件施設等の使用

受注者は、本業務を実施するために必要な範囲において、本件施設等は無償で利用できるものとする。

- 2）発注者が支払う委託料

- （ア）委託料の考え方

発注者が、受注者に対し業務の対価として支払う委託料は運転管理費、補修費及び変動費で構成されるものとし、それぞれの内容を下記に示す。

種類		概要	項目
固定費	運転管理費	運転管理(人件費、事務費、負担金、保険料などの運営に関わる諸費用) 点検 プラント消耗部品	・人件費 ・事務費(消耗品、印刷、被服、役務、使用料、賃借料、交通費等) ・一般管理費 ・設備機器部品費 ・ガス、薬品(活性炭(脱臭用)、脱硫剤、清缶剤、塩(ボイラー用))、燃料の料金 ・負担金等(負担金等、公課費等) ・保険等 ・建築設備保守 ・清掃、環境整備等
	補修費	施設補修費	・プラント設備補修(部品、材料、その他補修に掛かる経費等を含む)
変動費	変動費	一般廃棄物等の搬入量によって変動が生じる変動費をいう。	・薬品等(苛性ソーダ、硫酸、次亜塩素酸ソーダ、硫酸バンド、メタノール、塩酸、高分子凝集剤)

委託料＝固定費部分(運転管理費＋補修費)＋変動費部分(変動費)

(イ) 委託料の支払い

委託料の支払いについては、以下のとおりとする。ただし、同月の請求は一括して行うことができるものとする。

種類	支払金額	支払時期
運転管理費	契約により定められた10年間の運転管理費を120で除した金額。	毎月の月末に発注者が業務の完了を確認した後、受注者からの請求書を発注者が受領してから30日以内に支払うものとする。
補修費	契約により定められた10年間の補修費を20で除した金額。	当該年度の9月末及び3月末に、発注者が業務の完了を確認した後、受注者からの請求書を発注者が受領してから30日以内に支払うものとする。
変動費	契約により定められた一般廃棄物等1tあたりの単価に当月の一般廃棄物搬入量を乗じた金額。(ただし銭単位以下切り捨てとする。)	毎月払いとし、発注者が業務の完了を確認した後、受注者からの請求書を発注者が受領してから30日以内に支払うものとする。

※なお、公共下水道への放流に関する下水道使用料の支払については、発注者が別途行う。

(ウ) 提案にあたっての留意事項

- 参加者は、業務期間中の運転維持管理費、変動費及び変動費単価を提案すること。
- 変動費単価を算出する際の一般廃棄物の搬入量は、以下のとおりとする。

エコパーク21 搬入計画(t)

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	計
し尿	2,971	2,880	2,781	2,686	2,595	2,497	2,420	2,336	2,263	2,190	25,619
浄化槽汚泥	17,411	17,009	16,560	16,115	15,750	15,436	15,078	14,710	14,381	14,053	156,503
平群町汚泥	4,785	4,785	4,785	4,785	4,785	4,785	4,785	4,785	4,785	4,785	47,850
生ごみ	438	438	438	438	438	438	438	438	438	438	4,380
計	25,605	25,112	24,564	24,024	23,568	23,156	22,721	22,269	21,867	21,466	234,352

c リスク分担については、以下の「リスク分担表」のとおりとする。

リスク分担表

リスク	リスク内容		リスクに対する責任負担 ○:主負担、△:一部負担	
			発注者	受注者
法令変更リスク (税制度含)	1	本業務に直接影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	—
	2	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの	—	○
許認可リスク	3	発注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	—
	4	受注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	—	○
物価変更リスク	5	運営・維持管理業務開始後の一定の範囲を超えるインフレ・デフレ	○	△ (一定範囲内の物価変動には対応)
不可抗力リスク	6	天災・暴動等による業務変更・中止等が生じるリスク	○	△
実施要領等 変更リスク	7	実施要領、要求水準書、その他発注者が提示した図面、履歴データ等の誤り	○	—
施設性能確保 リスク	8	本業務開始時の施設の性能の未達	○	—

※リスク分担

予想されるリスク及び発注者と受注者との責任分担は、「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、契約書で定める。

3) 地域経済への配慮

(ア)雇用については、地元及び経験者の採用に配慮すること。

(イ)外部委託、請負等が必要な場合、地域経済や地元企業の育成・貢献に配慮すること。

4) 情報の提供について

受注者は、本業務の履行にあたり、運転状況の技術的な見解を示す場合及び設備状況に関する書類、図面並びに写真等の資料について、発注者への必要な情報の提供を行うものとする。

5) 本業務の委託

受注者があらかじめ書面により、本業務の一部について、地元企業等、外部に委託し、又は請け負わせることについては、あらかじめ発注者の承諾を得ること。また、受注者が受注候補者によって設立される特別目的会社である場合に、出資者たる受注候補者の構成員に対して提案書類の記載に従っ

て委託し、請け負わせるときは、発注者に事前に通知をすることにより、委託し、請け負わせることができる。

6) 委託料の見直し

本業務契約期間中において社会情勢の急激な変動により本業務の委託料が明らかに妥当でないと発注者及び受注者が認めた時は、発注者及び受注者が協議のうえ委託料の見直しを行うことができる。また、以下の項目において基本となる数値の変動状況に基づき委託料の見直しを行うことができるものとする。

(ア) 物価上昇率、為替変動等の変動可能性のある経済要素については、原則、次の考え方に従い、委託費へ反映させるものとする。

変動要素の見直しは、毎年10月に内容を決定し翌年4月以降その内容を反映する。

a 変動要素の見直しに関して、固定費及び変動費原単位のそれぞれごとに±3.0%の許容範囲を置く。許容範囲については、初回は初期値に対して、以降は固定費及び変動費原単位のそれぞれの直近の見直し後の数値に対して適用する。

b 変動要素の見直し時点から、実際の委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、発注者と受注者は協議により変動要素の見直しをすることができるものとする。

c 見直しに係る評価指標（以下「インデックス」という。）は消費者物価指数を基に行うものとし、当該年度の消費者物価指数を基に、上記の各項目等について補正を行い、翌年度の委託費（固定費及び変動費）を算出する。なお、受注者により合理的に説明されるインデックスが提示された場合は、当該インデックスを基に変動要素の見直しを検討するものとする。

(イ) 本件施設へ搬入される廃棄物の量において、廃棄物搬入量に対し、当該年度の廃棄物搬入実績が概ね±10%以上の差があるときは、発注者及び受注者が協議のうえ委託料の変動費について見直しを行うことができる。

(ウ) 本件施設へ搬入される廃棄物の性状については、発注者がこれまで測定した結果に基づいたものとするが、性状の変動について合理的な理由が成り立つ場合について、発注者と受注者が協議のうえ委託料の変動費について見直しを行うことができる。

7) 受注者が受けるペナルティー

本業務の履行において、発注者が別途業務委託する計量証明機関による分析結果等により、処理水、敷地境界における悪臭及び騒音・振動等において法令に定める基準値、地元協定値を満たさない状況が確認された場合は、委託料のうち翌月の固定費の運転管理費分を20%減額するものとする。

8) 引継

本件施設及び取扱説明書等の確認のため運営上必要となる情報を得ることができる期間として、現施設管理者との引継期間を設ける。

引継期間は令和9年1月5日から令和9年3月31日までとし、引継に係る費用は、受注候補者が負担するものとする。なお、令和9年4月1日以降において、運営上の引継は原則として行わない。また、本業務の履行開始後において情報の収集漏れ等による運営上の不具合は受注者が負うものとする。

9) 受注者の本社登記

本業務に関して新たに特別目的会社等を設立する場合、受注者の本社登記は、生駒市内とすること。

(2) 業務の継続が困難となった場合の措置

1) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

(ア) 受注者の提供するサービスが、業務契約で定める受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行

行となった場合又はその懸念が生じた場合、発注者は、受注者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。受注者が当該期間内に改善することができなかったときは、発注者は、業務契約を解除することができる。

(イ) 受注者が倒産し、又は受注者の財務状況が著しく悪化し、その結果、業務契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、発注者は業務契約を解除することができる。

(ウ) 前2号の規定により発注者が業務契約を解除した場合、受注者は、発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

2) 発注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

(ア) 発注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により業務の継続が困難となった場合、受注者は業務契約を解除することができる。

(イ) 前号の規定により受注者が業務契約を解除した場合、発注者は、受注者に生じた損害を賠償する。

3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他発注者又は受注者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、発注者及び受注者は、業務継続の可否について協議する。

4) その他

その他、業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、業務契約に定める。

(3) 発注者による本業務の実施状況の検証及び評価

発注者は、契約に基づき提供される運転管理等業務の要求水準を確認するため、本業務の実施状況の検証及び評価を次のとおり行う。

なお、受注者が本業務の実施に当たって特別目的会社等を設立しない場合、受注者自身の法人と独立した会計帳簿書類及び経理規定を分離して設け、発注者の要求がある場合は経理書類の開示を行うとともに、発注者による監査業務を受け入れること。

1) 財務状況

受注者は、発注者に対し、業務年度終了後3ヶ月以内に、公認会計士等の監査を経た決算報告書の写しを提出するものとする。

発注者は、必要に応じ、受注者に対し、随時財務状況の報告を求めることができる。

2) 業務実施状況

発注者は、受注者が提出する、運転日誌、業務日報、月次業務報告書及び年次業務報告書等により、受注者の業務実施状況を監視する。また、発注者は、施設の運転管理等業務の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により受注者の業務実施状況の確認を行う。

また、受注者が実施する本業務について、その内容が適正な業務水準であるか定期的に検証及び評価を行う。このとき、業務内容が過剰な場合と未達の場合には、適正な業務水準となるよう双方で協議し契約金額の減額を行うとともに、未達の場合には、受注者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

3) 業務の改善勧告

発注者は、受注者が本業務の契約に基づく関係書類に定める要求水準を充足していないことが判明した場合、受注者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

発注者は、受注者に対して改善勧告を行った場合、受注者に支払う委託料の減額を行うことがある。また、発注者の改善勧告にもかかわらず、受注者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、

発注者は自ら改善を行い、その費用を受注者に求償することができる。

1 6 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載、重大な誤り又は不備があった場合は、理由のいかんを問わず失格とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザルの審査・特定以外の目的には使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加者の負担とする。
- (5) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、参加者が正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルによる契約の相手方が決定する前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 7 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 地域活力創生部 環境保全課 担当 木戸・山本
奈良県生駒市東新町 8 番 38 号 電話：0743-74-1111 内線 2370
メールアドレス：ecopark@city.ikoma.lg.jp
（開庁時間：土曜日、日曜日、祝日を除く 9：00～16：30）